

令和 5 年 6 月 14 日現在

機関番号：37111

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2019～2022

課題番号：19K01249

研究課題名（和文）チャイルド・デス・レビューの研究：効果的な法制度設計と運用の実現を目指して

研究課題名（英文）A Study of Child Death Review in Japan : Focused on Institutional Design and Operation as Legal System

研究代表者

小佐井 良太 (KOSAI, Ryota)

福岡大学・法学部・教授

研究者番号：20432841

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,200,000円

研究成果の概要（和文）：本研究が明らかにしたのは、第一に、日本で「CDR」（チャイルド・デス・レビュー／予防のための子どもの死亡検証）の導入・実現を目指す際に克服すべき問題（捜査機関等の関係機関が「CDR」での検証に必要な情報をそもそも十分に収集できていない問題、及び収集した情報を「CDR」に十分な形で提供・共有できていない問題）であり、第二に、これら問題の克服には関係機関・担当者の裁量権を排する形で手続化・ルール化を徹底し「CDR」の理念や権限・義務の法的根拠を明確化する新規立法を含む十分な法整備が必要であること、以上二点である。

研究成果の学術的意義や社会的意義

「CDR」は、子どもの死亡事案の全例登録・検証を通じて社会的に「予防可能な死」を見出した上でその死を未然に防ぐべく、死亡原因の検証や死の予防（死亡事故の再発防止等）に向けて必要な提言と施策の実現を担う重要な役割を担っている。こうした「CDR」の日本での本格的な導入に向けて、本研究は、これまで十分な検討がなされていなかった「CDR」の法制面での検討や既存の各種事故調査制度並びに関係諸法令との関係等について検討を行っており、十分な学術的意義及び社会的意義が認められる。

研究成果の概要（英文）：Currently, the Japanese government is considering the introduction of Child Death Review (CDR). Our study reveals that two issues need to be resolved when introducing CDR. The first problem is that related agencies such as investigative agencies have not been able to collect the information necessary for CDR. The second problem is that the collected information is not sufficiently provided to the CDR. In order to solve these problems, it is necessary to eliminate the discretion of the relevant organizations. This will require new legislation with strict procedures and rules. It is also necessary to clearly indicate CDR's philosophy and the legal basis of powers and obligations in law.

研究分野：法社会学

キーワード：チャイルド・デス・レビュー（CDR） 子どもの死亡事故 子どもの死亡事故調査・検証 死因究明 子どもの事故予防・再発防止

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

## 1. 研究開始当初の背景

「CDR」(チャイルド・デス・レビュー/予防のための子どもの死亡検証)は、子どもの死亡事案の全例登録・検証を通じ社会的に「予防可能な死」を見出した上でその死を未然に防ぐべく、死亡原因の検証や死の予防(死亡事故の再発防止等)に向けて必要な提言と施策の実現を担う重要な役割を担っている。厚生労働省の統計(人口動態統計)によれば、未成年者の死亡原因のうち「不慮の事故」が上位を占めており、こうした「不慮の事故」の原因と背景の検証を通して「予防可能な死」を見出し、その死の予防を図ることは、子どもたち一人一人の命を守るために重要であることはもとより、社会全体としてみた場合にも少子化の進む日本社会にとって重要課題であることに間違いない。

しかしながら、日本においては子どもの死亡事案に関する全例登録・検証の体制は制度として整備されておらず、死因究明制度の機能不全により十分な死因究明もなされていないのが実情である。幼稚園や保育園等の子育て支援施設/学校現場における子どもの重大事故については近年、内閣府や文科省がそれぞれ事故対応のガイドラインを定め事故調査の実施を奨励しているものの、ガイドラインには法的拘束力がなく、事故調査を実施するかどうかは自治体等の裁量判断に委ねられるなど調査の実施を担保する十分な体制が整備されていない。さらに、死亡事故を含めた子どもの事故情報を扱うデータベースも、所管省庁毎の縦割り型で構築・運用がなされているため事故情報の収集・分析に基づく有効な再発防止策を講じる上での十分な活用が見込めず、再発防止に向けた注意喚起や対策徹底の面でも多くの問題点を抱えている。要するに、日本においては現状、子どもの死亡事案の検証を通して「予防可能な死」を見出しその死の予防を図るための体制・制度構築がなされておらず、その構築と実際の運用が急務の課題となっている。

こうした状況に対応すべく、日本でも近年、「CDR」の導入に向けた研究・検討が厚生労働省を中心に進められてきた。アメリカやイギリス、オーストラリアやニュージーランドなど諸外国で既に導入・運用がなされ、子どもの「予防可能な死」の抑制に実績を上げている「CDR」を日本にも導入しようとする動きは、子どもの虐待死の見逃し防止や死亡事故の予防に関心を寄せてきた日本小児科学会における「小児の死亡登録・検証委員会」の設置と「子どもの死亡に関する情報収集システムの確立に向けた提言書」の公表(2012年)厚生労働省科学研究費補助金(厚労科研)による研究助成を受けた研究班による一連の研究活動等の形で主として小児科医等の医療関係者を中心に進められてきた。

本研究は、日本での「CDR」の導入を目指して進められてきた一連の先行研究における検討・研究の蓄積の中で欠けていた重要部分を補完する役割を企図したものである。すなわち、日本におけるこれまでの「CDR」に関する先行研究は、そのほとんどが医療系分野を中心とした研究・検討であり、法制度としての「CDR」をとり上げてその法制面での検討や既存の各種事故調査制度並びに関係諸法令との関係等を検討した法学的研究は、管見の限り日本国内において確認することができない状況であった。日本の法学分野における研究では、そもそも「CDR」はほとんど認知されていないのが実情であり、わずかに子どもの虐待防止への問題関心からアメリカ等諸外国での「CDR」導入の経緯ないし実績の紹介を行う研究などが存在するのみである。また、日本の医療系分野で「CDR」を扱う先行研究の中でも「CDR」について法制化の必要性や制度面に焦点を当てる形で「CDR」の社会実装に向けた検討を行っている研究などもみられるが、法学分野の専門研究者による本格的な検討ではないため、法制度としての検討はほとんど手付かずの状態にとどまっていた。

## 2. 研究の目的

上述「1.」で触れた研究開始当初の背景を踏まえた本研究の目的は、日本における「CDR」の効果的な制度設計/運用の実現に資する知見の提示ないし提言を行うことである。

具体的には、現在その制度化に向けて具体的な検討が進められている日本版「CDR」が制度として有効に機能し効果を挙げるためには、その法制化/法制度設計はどのようになされるべきか、とりわけ既存の制度(死因究明制度、各種事故調査制度)及び関係諸法令(刑事訴訟法等)との関係をどのように整理・構築するのか、また、その望ましい運用を実現するための制度的・社会的条件とは何か、をそれぞれ検討・考察する。

## 3. 研究の方法

上述「2.」で示した研究目的を達成するために、本研究が採用した方法は次のとおりである。

まず、「CDR」に関心を有するさまざまな関係者との間で「CDR」に関する勉強会や意見交換会等を毎年数回程度の頻度で定期的開催、法学分野に限られない学際的視点から「CDR」の制度設計に関する検討を行った。具体的には、これまで厚労科研の下で「CDR」の研究に取り組んできた小児科医らを中心とした研究グループや、「CDR」に期待を寄せる保育・教育学・

工学の研究者、弁護士、ジャーナリスト、子どもの死亡事故遺族など、参加者の多様な立場・専門性・バックグラウンドを踏まえ「CDR」に関する学際的かつ実際的な検討・意見交換の機会を持つことができた。

次に、2020年度からスタートした都道府県レベルでの「CDR」モデル事業のうち香川県及び三重県の事業について、多機関検証会議等へのオブザーバー参加の機会を得てその実際の運用状況を実地に確認するとともに関係者への聴き取り調査／関係者との間の意見交換を通じて制度設計の課題等に関する検証を行った。また、「CDR」に関心を有するさまざまな関係者が参加して開催された「CDRオンライン模擬検証会」／「CDRファシリテーター養成研修会」等にも参加する機会を得て、関係者との間で「CDR」での個別検証のイメージを確認するとともに将来的な制度設計・運用に関する実地の検証を行った。

このほか、関連する文献資料等の検討も併せて行った。

#### 4. 研究成果

本研究の研究成果を要約的に述べると、日本での「CDR」の導入・実現を目指すに際しては、大きく二つの問題が存在することを明らかにし、それぞれの問題の克服に向けて具体的にどのような対処が必要であるかを示し得たことである。以下、簡略的に示したい。

日本での「CDR」の導入・実現に際して克服が求められる二つの大きな問題のうち一点目は、「CDR」の制度設計・運用にかかわる各種の関係機関（捜査機関等）が、「CDR」での検証に必要な情報をそもそも十分に収集できていないという問題である。具体的には、死因究明に関する問題、捜査機関が行う初動捜査に関する問題、各種調査制度の下で関係機関が行う調査の実施に関する問題、等が挙げられる。現状ではいずれも、規定・運用の両面で関係機関・現場担当者の裁量の余地が大きく、「CDR」での検証に不可欠な情報が十分に収集されていないと判断される。

この問題に対する対処として、「CDR」での検証に不可欠な情報を確実に収集できる体制を構築する必要がある。子どもの死亡事案に関する死因究明・初動捜査の徹底、各種関係機関による調査の実施について手続化・ルール化を徹底し、規定及び運用上の裁量の余地をなくす方向での法制化（調査義務等）が求められる。

特に2013年に調査法解剖（死因・身元調査法）が導入されたにもかかわらず、依然として、司法解剖を含めた日本の解剖件数は先進諸国と比べてきわめて少なく、また、都道府県毎の地域間格差も著しい。こうした状況が「CDR」の効果的な運用を妨げるボトルネックとなることが容易に想像できるため、「CDR」の導入と並行して、国による死因究明体制の抜本的改革が必要となる。また、「CDR」の制度運用を通じて、各種関係機関による情報の収集状況の評価・フィードバックを図り、よりよい情報収集がなされるよう改善を求める権限を「CDR」に与える／関係機関が改善の努力義務を負う形とすることが望ましいと言えるだろう。

次に、日本での「CDR」の導入・実現に際して克服が求められる二つの大きな問題の二点目は、捜査機関等の各種関係機関が収集した情報を法制化がなされていない現段階では「CDR」に十分な形で提供・共有できていない／制度上でできない問題である。情報の提供・共有を妨げる要因として、法的な制約に起因する要因（刑事訴訟法第47条、個人情報保護法等の規定に関連した問題）及び人的な要因（各種関係機関及び担当者レベルでの「CDR」に対する理解・認識不足の問題、死亡事案を扱うことへの消極的な姿勢、遺族の心情等に関する問題等）があり、現状では「CDR」での検証に必要な情報が十分に提供・共有されていないと判断できる。

この問題に対する対処として、各種関係機関が有する情報の提供・共有が十分になされるよう現状での各種法的な制約をクリアする形で条文・規定等を整備し情報の提供・共有に法的根拠を与えること、「CDR」の目的と理念を法律上明確にした上で各種関係機関の調査権／情報提供義務を法律上明記することが求められる。現状での省庁毎の所管に基づく縦割りの調査の弊害を打破し、省庁横断的な調査と情報共有を実現するためにも、2023年4月に発足した「子ども家庭庁」の下での十分な調査権限の付与と各種事故調査制度の整理・統合なども検討課題の一つとなる。また、「CDR」の運用上、国が中心的な役割と責任を果たすことを法律上明確化し、都道府県、基礎自治体の役割や権限についても法的な明確化が不可欠である。

死亡事案を扱うことへの消極的な姿勢、遺族の心情等に関する問題については、「CDR」が「誰のために、何を行う制度であるか」を法律上明確にし、制度理念の周知・啓発の徹底が必要であるものと思われる。前者については、「CDR」の公益性（公益に資する事業としての「CDR」）についての法律上の明記や、「CDR」の手続・運用における子どもの権利理念に基づくルール化の徹底を図ることが求められる。子どもの死亡事故遺族の個人的な心情や意思（そっとしておいてほしい・触れないでほしい／詳細な情報を知りたい）に左右されない制度設計・運用が求められる。このため、将来的な「CDR」の法制度設計・運用に際しては、死因究明・調査等での遺族同意は不要とし、調査への協力義務を課す等の制度的手当てが一方で必要であるものと判断する。他方、遺族に対する十分な説明の機会とケアの体制構築も引き続き課題となる。

以上から「CDR」の実現に向けては、上記の通り、手続化・ルール化の徹底に基づき関係機関・担当者の裁量権を排するため、また、「CDR」の理念明確化と権限や義務の法的根拠を確実にするため、新規立法を含めた十分な法整備を行うことが望ましく、また必要である。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計8件（うち査読付論文 1件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 3件）

1. 著者名 小佐井良太	4. 巻 8号
2. 論文標題 子どもの事故検証・調査制度の現在地：この10年を振り返って	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 子ども安全研究	6. 最初と最後の頁 14-17
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 河村有教	4. 巻 9号
2. 論文標題 こどもの死亡を検証するためのチャイルド・デス・レビュー（CDR）の法制化に向けての初歩的考察：9つの自治体のCDRモデル事業の現状と課題から	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 多文化社会研究	6. 最初と最後の頁 163-174
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 松原英世	4. 巻 62
2. 論文標題 「犯罪対策はなぜ間違えるのか：理性的な刑事政策を目指して」	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 甲南法学	6. 最初と最後の頁 53-73
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.14990/00004141	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 河村有教	4. 巻 第2版
2. 論文標題 検視と死因究明	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 河村有教『入門刑事訴訟法【第2版】』（晃洋書房，2022年）	6. 最初と最後の頁 232-240
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 松原英世	4. 巻 71巻2号
2. 論文標題 日本の死因究明の向上に向けて	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法と政治	6. 最初と最後の頁 351-373
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 松原英世	4. 巻 -
2. 論文標題 不十分な日本の死因究明	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 河村有教・佐藤健・杉本正則・明照博章・吉中信人編著『刑事法判例読解の視点』晃洋書房	6. 最初と最後の頁 183-188
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 小佐井良太	4. 巻 6号
2. 論文標題 西条市子ども安全管理士講座の開講と C D R (チャイルド・デス・レビュー) に関する動向について	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 子ども安全研究	6. 最初と最後の頁 26-29
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 松原英世	4. 巻 2421
2. 論文標題 最新判例批評 (53)	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 判例時報	6. 最初と最後の頁 171-179
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計12件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 小佐井良太
2. 発表標題 子どもの事故調査・検証制度の現在地：この10年を振り返って
3. 学会等名 日本子ども安全学会第9回大会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 松原英世
2. 発表標題 子どもの死亡事故を防ぐためのアプローチ：事故原因究明のための制度について考える
3. 学会等名 第11回死因究明・個人識別システム研究会
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 小佐井良太
2. 発表標題 子どもの死亡事故検証制度の現状と課題：事後対応から予防のための検証へ
3. 学会等名 第11回死因究明・個人識別システム研究会
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 河村有教
2. 発表標題 CDRの法制化に向けて：CDRモデル事業の現状と課題
3. 学会等名 第11回死因究明・個人識別システム研究会
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 松原英世
2. 発表標題 愛媛県における死因究明関連二法のインパクト
3. 学会等名 死因究明・個人識別システム研究会
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 松原英世
2. 発表標題 コメント：チャイルド・デス・レビュー（Child Death Review：CDR）法制化の展望と課題 効果的な法制度設計と運用の実現に向けて
3. 学会等名 日本法社会学会2020年度学術大会
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 河村有教
2. 発表標題 コメント：チャイルド・デス・レビュー（Child Death Review：CDR）法制化の展望と課題 効果的な法制度設計と運用の実現に向けて
3. 学会等名 日本法社会学会2020年度学術大会
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 小佐井良太
2. 発表標題 CDR 法制化の展望と課題：企画趣旨説明をかねて
3. 学会等名 日本法社会学会2020年度学術大会
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 小佐井良太
2. 発表標題 西条市子ども安全管理士講座の開講と C D R (チャイルド・デス・レビュー) に関する動向について
3. 学会等名 日本子ども安全学会第7回大会
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 小佐井良太
2. 発表標題 日本版CDR構想の検討：CDR導入の必要性と課題
3. 学会等名 日本犯罪社会学会第46回（2019年度）大会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 松原英世
2. 発表標題 日本の死因究明の現状
3. 学会等名 日本犯罪社会学会第46回（2019年度）大会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 河村有教
2. 発表標題 日本の死因究明制度上の課題
3. 学会等名 日本犯罪社会学会第46回（2019年度）大会
4. 発表年 2019年



〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

\*研究内容に関するインタビュー取材に基づく紹介記事の掲載  
フロンティアプレス取材班(2022)『チャイルド・デス・レビュー：子どもの命を守る「死亡検証」実現に挑む』旬報社、145-158頁。

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究 分 担 者	松原 英世  (MATSUBARA Hideyo)  (40372726)	甲南大学・法学部・教授    (34506)	
研究 分 担 者	河村 有教  (KAWAMURA Arinori)  (30403215)	長崎大学・多文化社会学部・准教授    (17301)	

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------